

第6日（平成14年6月10日 13時20分開議）

●一般質問(答弁)

斉藤守議員（道路部長・都市計画部長・市民生活部長・下水道部長・環境部長）

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 それでは、質問に入らせていただきます。

質問の順番なんですけど、1、2、3と順番を振ってあるんですけど、話の流れの順序として、3、2、1の、下から順番に話させていただきたいと思います。

まず、坪井の特定土地区画整理地域や、その周辺の問題については、私自身も議会での初めての質問のときから何度もさせていただいておりますし、またこれまでも何人もの先輩議員さんも質問されておられました。それだけ、市民にとって、どのような町がいつごろできるんだろうと注目されている地域だと思うわけです。

住宅都市基盤整備公団によりますと、工事はほぼ順調に進んでおり、平成15年度——来年度末には一部住宅も建ち始め、16年春には船橋日大前駅の新しい駅舎や交通広場もできて、商業地も工事が徐々に始まり、予定どおり町開きが行われるだろうということです。

そこで、今回の私の質問は、この新しい町ができることによって、その周辺地域に与える問題点について取り上げてみました。

懸案の下水道については、今年度の予算に計上していただき、一部地域は今年度、またそのほかの地域は2～3年後をめどに、順調に進められているということで感謝しております。

問題は、道路です。県道鎌ヶ谷・八千代線から区画整理地を南北に駅前を通過して、習志野台8丁目で都市計画道路3・4・20号線にぶつかる都市計画道路3・3・38号線も、平成16年の町開きのときには開通するわけで、現状のままでは、地区内の新しく住まわれた居住者や、日大前駅に来た車は、8丁目の住宅地の中の狭い生活用道路を抜けて成田街道の方に抜けるとか、あるいは東図書館の前の方に通り抜けていくようになります。大変危険な状態が発生することは、想像にかたくありません。

そこで、3・4・20号線の日大敷地内の拡張が計画されているわけです。進捗状況はいかがでしょうか。平成16年中には間に合うのでしょうか。

それから、次に駅の北側、八千代の区画整理地から坪井小学校のところに真っすぐに抜ける都市計画道路3・4・39号線は、ほぼ平成17年にはでき上がる予定だそうです。周辺にも住宅が建築されていく予定ですが、この横の通りを利用して市道00—130号線に抜ける車もふえるものと思われま。

この通りは、ご存じのように坪井小学校、中学校のメインの通学路になっている、現状く

ねくねした道路なわけですけれども、これについてはどのような計画になっているでしょうか。

また、都市計画マスタープランにおいては、この3・4・39号線——横の道ですけれども、坪井東線を飯山満・古和釜線に向けて西側に延伸させることを検討するようになっておりましたが、これについてはいかがでしょうか。現状のままですと、古和釜線から駅に入ってくる車は、松が丘3、4丁目や坪井の既存の住宅地の狭い生活用道路を抜けてくることになり、大変危険だと思われます。

また、将来この道路を検討するということになると、この4月にできた市街化調整区域にも住宅は建てられるということになった影響が、最も早く進んでくる地域だと思われます。道路建設に支障を来すことは十分考えられます。この辺はいかがお考えでしょうか。

もう1つ、この周辺問題でいきますと、住居表示についてです。16年春に町開きということになりますと、その前後には区画整理地内の住居表示は明確にしなければならないのだらうと思います。問題は周辺地域です。

3年前に同じような質問をさせていただいたときには、「JR西船橋駅南側地域の進捗状況を踏まえた上で、できるだけ早い時期に実施できるよう検討する」というご答弁でした。

区画整理地内を坪井何丁目というふうにするかは、周辺地域の住民の方と十分話し合わなければ、トラブルを招きかねないことかなというふうに考えます。それで、話し合いを持ったためには、全体計画を立てなければ前に進まないのだらうと思います。この辺をどのように考えておられるのか、あるいは既に計画をお持ちなのか、ご答弁いただきたいと思ひます。

それから、この周辺地域の河川整備の問題ですけれども、旧坪井川、現在の1級河川桑納川上流部については、区画整理地からの雨水放流のために整備が急がれています。やっとですけれども、今年度、県の予算がついて事業が始まることになりました。全部でき上がるまでには、時間もまだかかるのでしようけれども、土手も含めて全幅28.6メートル、現在は3メートルか4メートルぐらいの川ですけれども、土手の上に3メートル幅の歩行者用道路ができて、そこから3メートルぐらい斜めに土手の面があって、平らな部分が2メートルぐらいある。そして、その中央に川底ができるという形だと聞いております。芝を使ったり、自然石を使ったりした工法で、景観や自然にも配慮された川になると聞いております。

さて、船橋市内で、この桑納川に合流している川のもう1本が駒込川と木戸川です。木戸川については、毎年大雨が降ると——昨年もそうでしたけれども、古和釜、大穴、楠が山などの田んぼが遊水地代わりになってしまい、何とかならないのかと、地元の人たちからおしかりを毎年いただいているわけです。聞くところによりますと、市長を初め担当課のご努力により、この3月末に国庫補助事業として採択されたとの話をお聞きしました。市の計画では、本格改修に当たり、いつ、どのような川になるのか、ご説明いただければと思ひます。

3つ目の、清潔で美しい船橋についてという問題に入らせてもらいます。

先週の日曜日6月2日、市の530（ごみゼロ）の日でした。私は、今回はどこの会場にも参加せず、車で市内各地を見て回りました。各地で自治会の方々が中心になって、子供たちも参加しながら、道路や公園を清掃している様子を見て、船橋ってすばらしいなというふうな感動をいただきました。

今回の参加者数や、ごみ収集量はどのようだったのでしょうか。

最近、船橋の町はきれいになったねという話をよく聞きます。確かに船橋駅周辺など、ごみが捨てられているのを見かけることが大分少なくなりました。緊急雇用対策や交通違反者のボランティアによって清掃作業をしているのをよく見かけます。それだけではなくて、きれいになったところには、掃除されたところには、ごみを捨てる気持ちが起きないんだろうなというふうに思うわけです。

また、学校においても、教育の一環として地域清掃作業を取り入れているところが大変多くなってきています。豊富小中学校では、子供たちやPTAや地区の方々に、毎年、地区清掃をやっていますけれども、ことしは7月に高校生も巻き込んで実施できるようになったと聞いております。また、湊町では漁協の協力を得て、子供たちが船の上から網で海の清掃を行っているということも有名な話です。

子供たちから清掃した後に、「何でおれたちが、大人が捨てたばかりの吸い殻やごみを拾わなければならないんだ」という意見も出たと聞いております。また、海を清掃した子供たちが、「漁協の周りも清掃しましょうか」と申し入れたところ、漁協から、「それだけは勘弁してくれ、あそこは自分たちでやるから」と言ったというエピソードも聞いております。

こうした話が出るということは、大人にとっては非常に恥ずかしいことでもあります。市民の方々も、ごみの問題には大変関心を持ち、私のところにもさまざまな問い合わせがあります。はがきでもらったんですけれども、例えばある道路沿いの山林の中に、空き缶やごみ袋が捨てられている。また、狭い抜け道の周りが粗大ごみの投棄場所にされてしまっている感がある。近くに、不法投棄に対しては罰金を科すという立て札があるが、実際、罰則適用の例があるのか。ポイ捨て条例があるが、市街地の外は適用されないのかというおしかりの手紙を530の推進員の方だそうなんですけれども、いただきました。

また、廃棄自動車が道路や公園内の駐車場に投棄されたままになっている、住宅地内の空き地の管理がなされておらず、草やカヤなどが密集し、火災や不法投棄が心配である、廃棄物が野焼きされており、環境問題が心配である、ごみ屋敷が近くにあり、火災の心配や、ネズミ、においに悩まされている等々です。

3月議会の予算特別委員会の中で、粗大ごみ有料化に関連して担当課にお聞きしましたが、その答弁や、その後の勉強会の話からまとめてみますと、人目のつかない林、空き地や埋立地等に建築廃材、放置自転車、事業系ごみが投棄されやすく、ごみ収集ステーションでも事

業系ごみや引っ越しごみが放置されているのが現状で、パトロール等で発見し、結局は市が撤去しているのが現状とのことです。

また、放置自動車についても、警察に相談しながら、半年以上その場に放置したままで、最終的にはほとんど市が撤去しているとのことです。その間、また新たな放置がされ、またその車の中や周りにはごみ捨て場のような状態になってしまいます。結局、手の打ちようがないのが現状のようで、空き地の雑草については、苦情を市民の方から受け付けて、土地所有者にお願いをし、土地所有者に草刈りをしてもらえなければ、そのままお手上げとのことです。

住民は、違法を覚悟で他人の土地の草刈りをし、役所は、その土地の外に運び出された雑草を収集するお手伝いをするということで、ごみ屋敷については、役所も大変ご努力されたんでしょう、敷地の外の道路などに出ている分は片付けられたようです。しかし、敷地の中には手を出せず、近所の住民は我慢するしかありません。

結局、2軒あるうちの1軒は、所有者自身も、そこの自宅に住む空間がなくなってしまって、他市に住むようになったようですけれども、それでも、現状は手を出せずに、そのまま放置しておくしか仕方がないということです。

こうした現状を、担当課ではあきらめてしまっているのでしょうか。この問題を市にお願いすると、これはみどり管理課、これはクリーン推進課、交通安全課、住宅政策課、生涯スポーツ課等々、担当が違うようです。果ては、それは警察の問題ですとなってしまいます。また、それぞれの課が遠慮し合って、高瀬のグラウンドの駐車場などは、車の中に人が住み着いてしまって、手が出せなくなってしまっています。

来年4月から、船橋市は中核市になり、廃棄物の不法投棄や野焼きについて市が管轄するようになります。県では、廃棄物には大変苦慮して、この4月から法律よりも厳しい規定を盛り込んだ千葉県廃棄物の処理に関する適正化条例をつくって、取り締まりを強化するということになっています。

この条例がよい悪いということは別に置いておいて、現状のままいくと、中核市として、廃棄物については県の管轄の外になるんだらうと思うんですけれども、船橋市は、そうした業者が船橋に大集合などということになりかねないのかなというふうに心配しております。この辺は、市としてはどのように考えていらっしゃるのか、ご答弁をいただければと思います。

私の私見を述べさせていただくとするならば、市内全域を清潔で美しい船橋として指定して、公共の用に供されているところは、許可されたもの以外は放置してはならないとして、空き缶であろうが、テレビであろうが、タンスであろうが、自動車であろうが、自転車であろうが、あらゆるものを放置してはならないということにして、放置した場合は市がすぐに撤去し、放置自転車——現在やっていますけれども、駅前の放置自転車と同じように撤去費用を取ったり、あるいはペナルティーを科してはどんなものでしょう。

また、私有地に対しても、公共の福利に反するような場合は、市長が命令できるようにし

て、それでもだめな場合は、代執行ができるようにしてはいかがでしょうか。

また、市職員20人くらいの方がパトロールをしているようですけれども、市民、企業合わせて、ポイ捨てだけでなく、あらゆる放置・投棄について「捨てない、捨てさせない、許さない」の運動を起こして、市に対して通報してもらおうという方法をとられてはいかがでしょうか。

人間、ごみが捨てられて汚れているところにごみを捨てるのは、案外気が引けないんですけれども、きれいになっているところに新たにごみを捨てるというのは、結構勇気が要るものです。捨てられたら、すぐにきれいにしてしまうということが肝心だろうと思うわけです。そして、移動したところの地面に、駐車違反の車を強制撤去したときと同じように、張り紙をしておけば問題ないのではないかと思うわけです。

少々荒っぽい提案ですが、ぜひ行政と議会が一緒になって、清潔で美しい船橋をつくり維持していくために、ごみ問題や放置車両や環境関係の条例を1つにまとめて対応していくというのはいかがでしょうか。ごみ拾いをしてきている子供たちに恥ずかしくない町にしたいと思いますし、中核市として、船橋らしさを出せればと思います。

全部の課からご答弁いただくと時間がなくなってしまうので、高瀬の運動場の駐車場については生涯スポーツ課の方から、そのほかについては交通安全課と環境部からご所見をお聞かせいただければと思います。

以上、1問を終わらせていただくわけですが、議長のお許しを得て、ちょっと参考の写真を撮ってまいりましたので、目を通していただければと思います、市長並びに理事者の方々に。（資料を渡す）

以上です。

[道路部長登壇]

●道路部長（涌井稔） それでは、所管事項につきましてご答弁を申し上げます。

数点ございますが、まず最初に、坪井特定土地区画整理事業に伴います都市計画道路3・4・20号線の整備計画について、ご答弁を申し上げます。

この都市計画道路3・4・20号線のうち、習志野台5丁目付近から坪井特定土地区画整理事業地まで、約600メートル区間が未整備になっておりますが、この区間につきまして、習志野台方面へのアクセスを図る上で、区画整理事業と並行して整備することが望ましいと私どもも考えておるわけでございます。しかし、この道路整備に対しまして、一部の沿線住民団体から、整備に極めて慎重な意見が強く打ち出されておまして、現時点では事業認可を取得するに至ってございません。

今年度は現況測量を実施し、現況測量をもとに沿線住民との協議を行いたいということで、計画図を作成したいと考えております。今後は、この計画図に基づきまして事業認可を取得し、用地取得、工事施行、供用開始という順序で進めていくわけでございますが、都市計

画道路3・3・38号線の整備計画については、都市整備公団に伺いましたところ、船橋日大駅より北側の県道までを平成16年の春の町開きに合わせて整備を行う。それから、駅から南側に関しましては、それ以降ということのようでございます。このようなことから、平成16年春に予定されております町開きには、都市計画道路3・4・20号線を供用開始させることは現段階では難しいと考えておりますが、習志野台方面へのアクセス道路として重要な道路であると私ども考えておりますので、区画整理事業の進捗に整合するよう、今後とも一層努力してまいりたいと思っております。

次に、船橋市道00—130号線の拡幅計画についてご答弁を申し上げます。

船橋市道00—130号線の整備計画につきましては、坪井特定区画整理事業にあわせて整備すべき路線として考えているところでございます。現在の整備計画といたしましては、東警察署前の市道58148号線から坪井特定区画整理事業区域に面するまでの区間、約1,100メートルを両側に3.5メートルの歩道を設置いたしまして、全幅14メートルの道路幅員で整備する計画でございます。既に現況測量と千葉県公安委員会との協議は完了いたしております。今後、財政状況を勘案しつつ、国庫補助事業として採択となるか、県とも十分協議しながら、地元協議に入ってまいりたいと考えております。

なお、東警察署前の市道58148号線と交差する部分につきましては、ご案内かと思いますが、一部見通しが悪い箇所がありましたので、先行取得をいたしまして整備を行っております。

次に、清潔で美しい船橋をつくるためにと題しまして、放置自動車についてのご質問にお答えいたします。

放置自動車の処理につきましては、市民からの通報、あるいはパトロールによって発見したものは、路上放置車両処理事務要綱に基づきまして、移動勧告書を張りまして、所轄の警察署に犯罪、または所有者の確認の調査をお願いしております。警察署からの通知をもとにいたしまして、所有者が確認できた場合には、所有者に対して、速やかに撤去するよう要請いたします。また、所有者が確認できない場合がございますが、この場合には、警察の判断を仰ぎまして、現地で警察官立ち会いのもと撤去しておりますが、処理までの期間は、おおむね3カ月程度を要しております。そこで、外見上判断しまして、明らかにごみと言えるようなもの、これにつきましては、早急に撤去いたします。

しかしながら、車両を撤去いたしますと、ご質問者もおっしゃっておりますように、また新たな車両が放置されるという状況にありまして、まさにイタチごっこの状況が続いているわけでございます。放置自動車問題はモラルの問題でもございますけれども、放置傾向は日増しに増大しております。その対応に大変苦慮いたしておりますが、市民生活に影響する問題でもありますので、さらに所轄の警察署あるいは関係機関と横断的な連携を強化しながら、対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、放置自転車と同じように、市が直接移動してその費用を取ってはどうかというご質

問でございますけれども、市が直接撤去することにつきましては、一時保管する保管場所用地の確保、あるいは安全性や管理等のいろいろ問題も検討しなければなりません。今後、警察あるいは関係課とも協議を進めて、迅速な撤去処理が図れるよう、現在の要綱の強化あるいは充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、撤去費用の問題でございますけれども、所有者が判明できない場合には、その費用の請求を求めることは大変難しいものと私ども考えております。

以上でございます。

[都市計画部長登壇]

●都市計画部長（太田雅雄） 坪井特定土地区画整理事業地域の周辺問題についてのうち所管事項についてご答弁申し上げます。

3・4・39号坪井東線につきましては、ご質問のとおり、都市計画マスタープランにおきまして、西側への延伸について検討することとしたところでございます。このことについては、当該路線につきましては、坪井特定土地区画整理事業、あるいは隣接する八千代市の区画整理事業による将来の発生集中交通量を円滑に処理できるかどうかの検討をする必要から考えたものでございます。

都市計画道路の見直しにつきましては、交通需要調査、いわゆるパーソントリップ調査と将来人口予測、主要幹線道路における現状の一般交通量調査等のデータから、将来交通量の推計・配分を行うこととされておりますが、平成10年度に東京都市圏で行われたパーソントリップ調査のデータが、市町村においては平成13年度から使用できることとなりましたので、私ども今年度から3カ年計画をもって、市内の都市計画道路網の全体の見直し作業を行ってまいりたいと考えております。

また、坪井特定土地区画整理事業は、平成16年春の町開き予定と聞いておりますので、それまでに検討作業を終えるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

[市民生活部長登壇]

●市民生活部長（渡来直治） 坪井特定土地区画整理事業のうち、住居表示に関連します問題についてお答えをいたします。

住居表示は、ご承知のように道路や鉄道、あるいは軌道の路線、その他公共的な施設、または河川、水路を町や街区の境とすることが、住居表示に関する法律で定められているところでございます。このことから、本市におきましては、土地区画整理区域内にあっては、道路等の造成工事が、新しい街並みが見えた後に住居表示整備事業に着手をしてまいったところでございます。

坪井地区につきましても、同様な手法で実施したいと考えておりますが、住居表示整備事業につきましては、住民の利便性を図るという事業でございますことから、議員も申しておりましたように、住民の皆様お1人お1人のご意見と理解を得ることが大変重要になってまいります。今後、坪井特定地区区画整理事業の進捗状況を見据えながら、地域の皆様方と十分話し合いを重ねながら、地元の機運の盛り上がりによりまして、この地区の事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、坪井地区の全体計画は、現在のところまだ決まっておりません。ご指摘の住居表示の計画区域の町名、丁目等につきましては、住民の方々とも十分話し合いを行いながら進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

[下水道部長登壇]

●下水道部長（野村武明） 河川整備についてのお尋ねにお答えいたします。

ご質問の木戸川につきましては、平成14年の3月29日をもちまして、国土交通省河川局所管の準用河川改修費補助の採択を受けたところでございます。採択に伴いまして、桑納川合流点から2,700メートルの区間を準用河川として、去る平成14年4月15日付で指定をいたしました。

改修につきましては、指定いたしました2,700メートルの区間について、下流桑納川の整備計画に整合した時間当たり50ミリの降雨に耐えられる河川計画となっております。

さらに、木戸川の持つ貴重な水と緑のオープンスペースにつきましては、社会にとりましても重要な自然環境及び社会環境の場を提供できる空間として期待されることから、周辺の人々が集えるように、河川管理用通路を利用した散策路の整備や、護岸勾配を緩くするといった河川環境の保全・整備に配慮した川づくりを考えております。

今後は、事業内容、事業費などの全体の概要を定めた事業計画協議書を作成いたしまして、事業認可を受け、極力早い時期に着手できるよう努力してまいります。

[環境部長登壇]

●環境部長（小野武志） 「清潔で美しい船橋をつくるために」のうち、環境部所管のご質問についてお答えいたします。

まず最初に、6月2日に行われました第8回のクリーン船橋530（ごみゼロ）の日についてですけれども、この日は530推進員を初め町会自治会の役員さん、あるいは市内の小学校の協力を得まして、中央会場が三咲小学校、地区会場は市内の55の小学校で実施いたしました。参加や協力をいただきました皆様方には、この場をおかりいたしまして御礼申し上げます。また、中央会場につきましては、議長さんを初め地元の3人の議員さんが参加され、大変暑い中、最後まで一緒に作業をしていただきました。また、さらに各地区で参加されました議員

の皆様方にも感謝申し上げます。

それで、当日の実績ということですが、まず参加者数は全体で6万人、中央会場には550人の方々が参加いただきました。（予定時間終了5分前の合図）回収量は、瓶が5.3トン、缶が8.1トン、その他のごみが25.5トン、合計で39トンでした。開催ごとに参加人数あるいは回収量は増加しております。このことは、市民1人1人の清潔で美しい町船橋への意識改革が、徐々にではございますが進んでいると思います。

私も市長と一緒に三咲小学校から商店街を回ったわけですが、この部分につきましては、商店街やあるいは近所の方々の努力によるものと思いますが、たばこが若干落ちていた程度で、大変きれいに保たれているという感じがいたしました。

続きまして、適正化条例についてですが、これは10月1日から施行される運びとなっておりますが、この条例は現行の法律の適用規模要件であります、例えば焼却炉の時間当たりの処理能力が200キログラム以上であったものが50キロとなり、また破砕機の能力が2トン以上であったものが、すべての施設ということで、いわゆる上乗せ条例的な性格を持っており、全国で初の条例ということで注目されております。

私どもでは、来年の4月1日より中核市に移行するわけですが、廃棄物処理法に関する移譲事務の準備を進めているところでございますが、この条例は廃棄物処理法に関する移譲事務ではなく、県独自の条例として扱われております。今後示される施行規則などの内容及び本市が県条例の適用除外区域になるのかも含めまして、ご指摘をいただいたような事態にならないよう、現在、県と協議を進めております。

最後に、ご提言いただきました総合的な条例につきましては、先日テレビ等で放送していただきましたけれども、現在、東京都の千代田区でも検討しているということです。こういうことも参考にさせていただきます、先番議員にもお答えしましたけれども、市民団体等に構成員となっただきまして、ごみ対策研究会を創設すべく準備をしておりますので、その中で幅広い意見も聞き、関係課とも連携をとりながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[斉藤守議員「答弁いいです」と呼び、登壇]

●斉藤守議員 時間もありませんので、一生懸命片付けるというご答弁をご用意いただいたもんですから、早急に手を打っているということです、ご答弁は求めません。

今、写真の方、見ていただいたんですけれども、市長、場所どこかわかりますでしょうか。市内のことですから、十分ご理解しているんだろうと思います。これは高瀬のグラウンドの駐車場と、その前の道路の写真です。駐車場内の投棄車両2台、道路上が6台、それから駐車中なのか投棄されてるのかわからないものが何台かあります。そして、その周辺には冷蔵庫や

洗濯機、布団、そのほかありとあらゆるごみの山です。歩道は通行することはできません。

船橋駅前は大分きれいになったんですけども、この場所は、子供たちが毎週日曜日、土曜日には船橋じゅうから集まってきて野球をやるわけです。あるいは船橋市外からも子供たちが来て、そこで野球をやって、船橋市に来るのは、その野球場だけを見て帰るわけです。象のしっぽではありませんが、このごみの山になった道路が船橋だというふうに印象を持って帰られるわけです。

駅前の放置自転車は、警告書を張って30分から1時間たったら撤去して、2カ月間管理して、引き取り手がなければ廃棄処分にするわけです。自動車についても同じような、移動した後に所有者確認や通知等はできないはずはないはずです。十年一日のようにイタチごっこをやっていても仕方ありません。片付けた後は監視体制を強化して、時にはビデオカメラを設定したり、あるいはペナルティーを与えたりしてはどうでしょうか。

先日、道路にH鋼が放置されていて、道路管理者として（予定時間終了の合図）損害賠償を支払ったばかりです。ガソリンを積んだりして危険物ですので、ぜひ十分な対応をお願いして、質問を終わります。後は松寄議員にお任せします。